

通 知 書

田波 克己 殿

貴殿からの 2023 年 2 月 6 日 付け申請等取次ぎの申出に関し、
下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

記

- 1 2026 年 3 月 1 日 までの間、貴殿の申請等取次ぎを認める。
ただし、次の事項を遵守しなければならない。
 - ① 申請人等の出頭を求めたときは出頭させること。
 - ② 外国人の入国・在留手続に関し法令違反その他不正な行為を行わないこと。
 - ③ 定期報告を確実に行うこと。
- 2 上記の事項を遵守しない場合その他申請等取次ぎの承認を継続することが相当でないと認められる時は、承認を停止することがある。

2023 年 3 月 1 日

東京出入国在留管理局長



通 知 書

フジワラ マリアアンケール 殿

貴殿からの 2024 年 3 月 15 日 付け申請等取次ぎの申出に関し、
下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

記

1 2027 年 6 月 18 日 までの間、貴殿の申請等取次ぎを認める。

ただし、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 申請人等の出頭を求めたときは出頭させること。
- ② 外国人の入国・在留手続に関し法令違反その他不正な行為を行わないこと。
- ③ 定期報告を確実に行うこと。

2 上記の事項を遵守しない場合その他申請等取次ぎの承認を継続することが相当
でないと認められる時は、承認を停止することがある。

2024 年 6 月 18 日

東京出入国在留管理局長

